

岡山市審議会等の設置及び運営等に関する基本方針

1 基本方針策定の目的

本市における適正な附属機関（以下「審議会等」という。）の設置及び運営等について準拠すべき基本事項を定めるものとする。

2 審議会等の定義

当方針において「審議会等」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法第14条（昭和27年法律第292号）の規定に基づき法律又は条例により設置する機関（附属機関）をいう。

3 審議会等の位置付け

審議会等は、行政の事務執行の前提として、必要な調停、審査、諮問又は調査を行う機関であり、直接住民を対象とした執行権を有しないものである。よって、行政が審議会等を活用する場合は、行政自らの主体性を確保し、執行責任は行政にあるということを強く自覚しなければならない。

執行機関は、審議会等の答申、調査結果、審議結果等を受けて、執行機関としての計画案を策定するための機関である。また、議決機関である議会は、執行機関の策定した計画案を審議する役割を担っている。

4 審議会等の設置基準

(1) 審議会等の設置

審議会等は、①目的、審議内容及び所掌事項が明確にされていること、②既設の審議会等と、目的、審議内容及び所掌事項が類似又は重複しないことを満たした上で、次のア～ウのいずれかに該当する場合に限り、設置することができる。

ア 法律によって設置が義務づけられている場合

イ 法律によって設置が任意に認められている場合（法令等の趣旨を踏まえて、真にやむを得ず設置が必要と認められるものであること。）

ウ 法律の根拠はないが、事務執行に当たり、必要と認められ、地方自治法第138条の4第3項及び地方公営企業法第14条の規定に基づき設置するものであって、下記(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかに該当する場合

(Ⅰ) 市の政策、施策等を市民協働・参画によって推進する必要があるもの

市の政策課題、行政計画等（既存の審議会等の所掌に係るものを除く。）について、各界各層の協力を得ながらも、パブリックコメント等の他の意見聴取のみでは不十分で、その意思形成過程（企画立案段階）の段階から市民の意見を反映させる必要があると認められる場合。

(Ⅱ) 客観性等を確保する必要があるもの

① 執行機関に対する不服審査、関係者間の利害調整等を目的とするものであって、公平、中立、客観的な立場からの意見、判断を求めることが必要と認められる場合。

② 事業等の評価を目的とし、行政機関の自己評価では目的が十分達成されないと判断される場合。

(Ⅲ) 高度な専門性が求められるもの

高度に専門的な事項について、複数の専門家による合議的な知見が必要と認められる場合。

(2) 留意事項

- ア 専門的知識を有する者からの意見・判断が必要な場合で、複数の者の合議によるそれら意見等の集約までをすることなく、目的を達成できると認められるものについては、審議会等の設置によらず、例えば地方自治法上の専門委員制度の活用等、より簡易な手法の採用を検討すること。
- イ 所期の目的が達成された場合には、当該審議会等は速やかに廃止することとし、調査、審議等が期限付きで行われることが予定されているものについては、その終期（有効期限）を条例上に明記すること。

5 委員の選任基準

審議会等の委員の選任に当たっては、審議会等の設置目的又は所掌事項に照らし、次に掲げる基準により選任するものとする。

- (1) 専門的な知識、公平・中立性の確保等、設置の目的が的確に達成されるに足りる委員構成とすること。なお、設置目的、審議内容等に応じて、幅広い分野から委員を選任するよう努めるものとする。
- (2) 合理的、専門的な審議のため、部会等の内部機関を設ける場合の委員の選定については、本審議会の委員をもって選任すること。ただし、部会が外部意見を求める場合は、外部の有識者から意見聴取等を行うこと。
- (3) 委員数は、法令等に定めのない限り、原則として20人以内とすること。
- (4) 同一人の複数審議会等への就任については、原則として4機関までとすること。
- (5) 岡山市職員は、特に必要がある場合を除き、委員としないこと。
(指定管理者選定のための委員会等、施設等に関連する事項について、熟知し、見識を有しているものが岡山市職員のみである場合等は除く。)
- (6) 委員の任期は、法令等に定めのない限り、原則として3年以内とすること。
- (7) 同一の委員について、原則として通期で6年を超える委嘱をしないこと。
- (8) 市民から委員を選任する場合においては、可能な限り公募制によることとする。(当方針において、有識者と市民とは別の扱いとする。)
- (9) 広く人材の登用を図るため、幅広い年齢層から委員を選任するよう努めるものとする。
- (10) 男女いずれか一方の委員の数は、原則として委員総数の10分の4未満とならないようにすること。

注：専門的な知見の導入を主たる目的とするものについては、(1)及び(8)の基準を適用しない。

6 審議会等の運営基準

- (1) 審議会等の運営については、岡山市会議公開要綱に基づき取り扱うこと。
- (2) 新規の審議会等については、上記の基準に基づき設置し、及び運営すること。
- (3) 既設の審議会等については、上記の基準に沿って点検し、廃止、統合、運営改善等必要な措置を講ずること。
- (4) 市民協働の一環として、すなわち、一層の市民参加の促進を図ってより広く市民の意見を把握することにより、市の政策、施策、行政課題を効果的に推進し、解決していくため、単なる意見交換、連絡調整の場として要綱等により設置された組織も含め審議会等の活用については、パブリックコメント等、複数の各種意見聴取方法と組み合わせること等により、相乗効果を図るよう努めること。